

令和8年度 航空宇宙関連産業基盤強化事業費補助金 募集要領

福島県では、航空宇宙関連産業を次世代を担う産業の新たな柱の一つとして位置づけ、育成・集積を目指しています。

本事業は、県内企業が近年急速に拡大する航空宇宙市場へ対応することを目的として、航空宇宙の試作品開発や要素技術開発、実用化、設備導入など企業技術の高度化・取引拡大を図る事業への支援を行い、県内産業の競争力強化と取引拡大を目指します。

【募集期間】

令和8年5月19日（火）～令和9年1月29日（金）午後5時必着
※申請書は、受理した順に審査します。書類に不備がある場合は受理できません。
審査の結果、補助の要件に合致し、適当であると認められた場合、交付決定となります。
※予算上限に達した場合、募集期間内であっても受付を締め切る場合があります。
その際は、ホームページ等で公表します。

【申請・問い合わせ先】

福島県商工労働部次世代産業課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階
TEL : 024-521-8568
E-mail : next-generation@pref.fukushima.lg.jp

令和8年5月
福島県

I 事業目的

福島県は、「東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生、自然災害等への対応」及び「成長産業・技術革新の振興」を図るため、「福島県商工業振興基本計画」に基づき、次世代の新たな成長分野に位置付けている航空宇宙産業の育成・集積に向けた取り組みを進めてきました。その一環として、本事業では航空宇宙関連産業に活用される要素技術開発や実証研究等を支援します。

II 申請要件

1. 補助対象事業及び補助率等

(1) 補助対象事業

【A枠：研究開発事業】

企業区分		補助対象事業
県内企業 (※1)	大企業 (※2) みなし大企業 (※3)	航空宇宙関連産業における、「航空機（部素材も対象とします）」「ロケット・人工衛星（部素材も対象とします）」「宇宙サービス」「その他」の技術開発や実証実験等を行う事業とします（「その他」の場合は具体的な分野等について記載をお願いします）。なお、事業の実施場所は県内とします。
	中小企業 (※4)	

【B枠：設備導入補助】

企業区分	補助対象事業
県内企業 (※1)	航空宇宙関連産業における、受注獲得・取引拡大に資する機械設備導入とします。

※1 福島県内に本社、試験・評価センター／研究開発拠点、研究成果を用いた生産拠点が所在する企業

※2 みなし大企業及び中小企業に該当しない企業

※3 次のいずれかに該当する中小企業

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

※4 中小企業の定義は下表のとおり

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

(2) 補助率、補助上限額

【A枠：研究開発事業】

	補助率	補助上限額
大企業 みなし大企業	2 / 3	666.6万円
中小企業	3 / 4	750万円

【B枠：設備導入補助】

	補助率	補助上限額
県内企業	1 / 2 (ただし、イノベーション・コースト 構想に貢献するものは2 / 3以内)	1,000万円

※1 交付決定前に既に支出済みの経費は対象外となります。

※2 イノベーション・コースト構想に貢献するものとは、「福島県浜通り地域」（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）に企業活動の拠点（営業所、開発拠点、製造拠点等）を有する事業者、あるいはこれらの事業者と連携する事業者が実施する事業とします。

※3 県内企業が同一年度内にA枠・B枠のいずれも申請する場合は、補助上限額を「1,500万円」とします。

(3) 他の補助金との併用について

本補助金は国の交付金を利用していることから、国等の他の補助金との併用はできません（市町村等の単独事業の上乗せ補助は除く）。

(4) 同一年度内の複数回の申請について

同一年度内に複数回申請を行うことは可能ですが、同一年度内にA枠・B枠のいずれも申請する場合は、その年度のA枠+B枠の補助上限額は1,500万円となります。

なお、1回の申請として計上すべき費用を補助上限額の調整のために分割して申請すること（例：B枠において、セットで導入しないと運用できない機械aと機械bについて、補助上限額の調整を目的として機械aを1回目、機械bを2回目で申請するなど）は認められません。

2. 補助対象事業に係る説明

【A枠：研究開発事業】

○技術開発や実証試験等

本事業における技術開発や実証試験等の区分は、「航空機」「ロケット・人工衛星」「宇宙サービス」「その他」とし、いずれも航空宇宙関連産業分野への活用を想定した事業を対象とします。

（「その他」の場合は具体的な活用分野等について記載をお願いします。）

また、技術開発や実証試験等には、要素技術の開発や実証試験のほか、試作品の作成や、要素技

術を組み合わせた製品開発も含まれます。

【B枠：設備導入補助】

○受注獲得・取引拡大に資する機械設備導入

本事業における受注獲得・取引拡大に資する機械設備導入とは、新たに航空宇宙分野に参入する場合に必要な機械設備を導入することのほか、既に航空宇宙分野に参入している場合において、航空宇宙関連分野で活用される新たな製品（部素材含む）の製造・加工に必要な機械設備を導入することや、既に製造・加工している航空宇宙関連分野で活用される製品（部素材含む）の出荷量を増やすための機械設備を導入すること等も補助対象となります。

なお、補助金の性質上、補助対象となる設備の導入場所は県内に限るものとします。

3. 補助対象経費

補助事業実施のため必要となる経費が対象となりますが、次の条件を満たす必要があります。

- ① 交付決定後に契約、支出されるもの。
- ② 令和9年2月末日までに支払いを終えるもの。
- ③ 補助事業に要することが明確であるもの。

なお、次のような経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 公租公課
- ・ 既存建物、設備の撤去費及び移設費
- ・ 土地・建物の購入や取得に要する費用
- ・ 商品券等の金券
- ・ 対象となる事業終了後、容易に当該事業以外に転用が可能と認められる経費
例：OA 機器（パソコン、電話、コピー機等）、事務用品（机、いす等）、車両（保険料、車検等の費用）等
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、NHK 其他有料放送受信料、団体等の会費、書籍の購入に要する経費
- ・ 飲食、娯楽、接待の費用
- ・ 奢侈品または事業に直接関係がないと判断される物品の購入費用
- ・ 中古で購入した物品のうち、市場価格と比較して適格性を欠いた価格で購入したもの
- ・ 申請事業者が属する企業内及び企業グループ内での取引
- ・ 税務申告、決算書作成等のための税理士、公認会計士等に支払う費用
- ・ 訴訟に要した費用及び訴訟準備のために弁護士に支払った費用
- ・ 中間検査、確定検査等を受けるための事務処理費用、補助事業に係る書類作成、事務処理のための委託費用
- ・ 事業への使用実績及び用途が明確でない資材等に要した費用
- ・ 振込手数料、為替損益
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの及び令和9年2月末日までに支払いを完了

できなかったもの

- ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・機材の更新等の経営効率の改善が目的と認められる経費
- ・対象事業の本質的部分を大学、他企業等へ委託する経費（研究委託費）
- ・上記のほか、不適切と認められる経費

（補助対象経費）

【A枠：研究開発事業】

経費区分	内容
旅費	補助事業を行うために直接必要な、補助事業者職員の旅費及び外部の専門知識の提供等を受ける講師等の旅費実費 なお、旅費の支出に関しては、企業の規定によること。また、出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成すること
消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費
機械設備費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 補助事業を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する費用
外注費	加工等試作（ソフトウェアを含む）の外注に要する経費
人件費	補助事業に必要な研究員の人件費
開発費	以下の小区分に該当するもの。 1)実証試験費 ・実証試験実施施設、会場等の借上げに必要な経費 ・実証試験実施に関する安全確保のために必要な経費 2)各種評価試験に伴う手数料等 3)指導費 補助事業のために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 4)知的財産取得に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する場合を除く） 5)航空宇宙関連機器等の運搬 6)その他必要と認める研究開発経費
その他	その他知事が認めるもの

【B 枠：設備導入補助】

経費区分	内容
設備導入費	取引拡大等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入等に必要な経費及び工具器具備品（耐用年数1年以内のものを除く）の購入等に要する経費

III 申請書類の配付

本要領も含めて申請に必要な書類は、福島県ホームページからダウンロードできます。県庁及び県の出先機関等での配付は行いませんので、ホームページより入手してください。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/r8aerospacekiban.html>

IV 申請書類の提出

1. 募集期間

令和8年5月19日（火）～令和9年1月29日（金）午後5時必着

※事業の活用を検討されている方は、事前に次世代産業課へご相談ください。

※申請書は、受理した順に審査します。書類に不備がある場合は受理できません。

※不備がある場合は修正等をお願いする場合がありますので、余裕を持って提出してください。

※予算上限に達した場合、募集期間内であっても受付を締め切ることがあります。その際は、ホームページ等で公表します。

2. 提出書類

以下の書類を用意してください。（正本1部）

- ① 航空宇宙関連産業基盤強化事業費補助金交付申請書（様式第1号～1-5号）
※様式第1-2号や経費の積載において、枠が不足するような場合は別紙による提出も可能です。
- ② 【A枠のみ】補足説明資料
- ③ 経費積算内訳
- ④ 【A枠のみ】人件費の積算根拠 ※該当がある場合のみ。
- ⑤ 機械設備費、開発費、外注費、設備導入費のカタログまたは見積書 ※該当がある場合のみ。
- ⑥ 登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑦ 申請者の事業概要を確認できる書類（会社パンフレット等）
- ⑧ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含むもの）。その他、団体等の財務状況を明らかにすることができる書類
- ⑨ 福島県税納税証明書（各地方振興局県税部が発行する県税に未納がないことを証明するもの）
※なお、福島県税納税証明書が提出できない場合は、その理由を書面（任意様式）にて提出してください。
- ⑩ 債権者登録申請書 ※新規登録や登録情報の更新が必要な場合のみ
- ⑪ 預金通帳の写し等、口座名義人や口座番号を確認できるもの

※上記以外にも、別途必要な書類の提出を求めています。

なお、提出書類は返却しませんのでご注意ください。

※申請書類に必要な事項が記載されていない、必要な添付書類がない等の場合は受理できませんのでご注意ください。

3. 提出方法

提出書類は、次の宛先に郵送または持参にて提出してください。郵送時には簡易書留等を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出してください。

また、必要に応じて修正を求めることがあります。書類の修正等について連絡をすることがありますので、都度ご対応ください。

(提出先)

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階

福島県 商工労働部 次世代産業課 宛

※封筒表面に「航空宇宙関連産業基盤強化事業費補助金申請書」と記載してください。

V 審査及び交付決定等

1 審査

以下の点について審査の上、交付決定します。

【共通】

- 補助事業の内容が、事業の目的や補助の要件に合致していること
- 補助事業の全体計画が適切であり、その実効性や継続性が確認できること
- 補助事業に要する経費が妥当であること

【A枠のみ】

(1) 研究開発の目標が明確であり、研究開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること

①研究開発の目標の妥当性

- ・最終的に達成すべき目標と、本事業で達成すべき目標が明確になっていること。
- ・研究開発の実施計画が妥当であること。
- ・設定された目標が実現可能なものであること。

②目標達成のための課題及び解決方法並びにその具体的実施内容

- ・目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。
- ・課題を解決するための研究開発の実施計画や進め方、実施体制等が適切であること。

(2) 研究開発成果の実用化までの計画の妥当性があること

①実用化を達成するための経営的基礎力

- ・実用化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっており、補助事終了後も自走できること。

②実用化までの計画の妥当性

- ・補助事業終了後3年以内（令和12年3月31日まで）を目途に実用化が見込める事業であること。

- ・ターゲットとなる市場や顧客が具体的に想定されており、かつ、販売計画の内容が妥当であること。

(3) その他の評価項目

①県内における研究開発の状況

- ・補足説明資料の「その他評価項目」の「(1) 研究開発の従事者名簿」及び「(2) 研究開発の体制図」をもとに県内における研究開発の状況を確認し、県内従事率に応じて評価を行う。

②パートナーシップ構築宣言の有無

- ・募集締切日時時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表している事業者である場合は、加点する。<https://www.biz-partnership.jp/list.php>

【B枠のみ】

(1) 導入する設備について

- ・現状の課題や設備を導入する目的・必要性が適切であること。
- ・期待される導入効果が適切であること。
- ・選定した設備が適切であること

(2) 設備導入後の見込みについて

- ・受注拡大や取引拡大、新規参入のターゲットとなる市場や顧客が具体的に想定されており、かつ、その内容が妥当であること。

2. 補助金交付と事業完了時の手続き

(1) 交付決定通知

交付決定通知は審査後、順次申請者に通知します。

(2) 留意事項

- ①交付決定前の発注・契約などの事前着手は、補助対象外となります。発注・契約などの購入手続きは、交付決定後としてください。
- ②補助事業の内容又は補助対象経費の変更（軽微な変更を除く）、若しくは、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、航空宇宙関連産業基盤強化事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。

(3) 実績報告

補助事業の完了した日から10日後または令和9年2月末日のいずれか早い日までに実績報告を県へ提出して下さい。

(4) 確定検査

- ・補助金の交付額は、補助事業終了後の確定検査を経て確定しますので、交付決定額を下回る場合があります。
- ・確定検査に当たっては、補助事業の対象とする経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要となります。補助対象機械装置や帳簿、証拠書類の確認ができない場合は、当該機械装置等に係る経費は補助金の対象外となるためご注意ください。
- ・確定検査には、現地での検査も含まれます。研究開発した要素技術や、購入した機械設備の確認を行います。

- ・補助金の支払については、原則として精算払いとなります。確定検査を経た補助金額の確定後に補助金をお支払いします。

(5) その他

- ・補助対象経費に係る帳簿及び証拠書類について、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間は、県の要求があった際に、閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。
- ・補助事業終了後であっても、国の会計検査院による検査が行われる場合があります。

3. 補助事業者の責務

(1) 成果の公表

県は、普及を目的として補助事業による成果等をホームページその他の方法で公表する場合がありますので、ご協力をお願いします。公表にあたっては、内容等についてあらかじめ調整いたします。

(2) 適正な支出・経理処理の執行

補助事業者は、補助事業を進めるにあたり適正な支出・経理処理を行う必要がありますので、事務マニュアルに従って処理を進めてください。

(3) 購入した機械装置の処分

補助事業により取得した機械装置等については、補助事業者の所有となりますので資産として適正に管理してください。

機械装置等の処分については、処分制限期間が発生するものもありますので、県の指示に従ってご対応ください。

(4) 事業終了後の報告と追跡調査への協力【A枠のみ】

追跡調査として研究開発終了後5年間は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式により、報告することが必要です。

また、必要に応じて県が行う本事業に関する調査については、最大限の協力をお願いします。

VI その他

- ・申請や実施については、交付要綱、事務マニュアル等を熟読して対応してください。
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金全額の返還を求めることがあります。
- ・事業計画を変更する場合は、軽微な変更を除き県の承認が必要となります。予算科目間の流用などの際には、必ずご相談ください。
- ・やむを得ない場合にのみ概算払いも可としますが、事前に県への協議が必要となります。概算払いを希望する場合は、可能な限り交付申請時にその旨を県へご相談ください。
また、適正に支出されたことが確認できる経費に限ります。
- ・事業期間内や完了後に、国や県による現地検査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・その他、不明点が生じた際にはご相談ください。